

# 理容師又は美容師による 出張業務について

## 出張業務について

理容師又は美容師は、原則として、理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業を行うことができませんが、社会福祉施設に入所中の方を対象とする場合は、出張して業務を行うことが認められています。

## 理容師又は美容師の届出

青森市内において、理容師又は美容師が施設に来て出張業務を行おうとする場合は、その理容師又は美容師はあらかじめ出張業務を行う場所を青森市保健所へ届出している必要があります。（1年間有効）

## 出張業務を受け入れする際の注意事項

理容師又は美容師の出張業務の受け入れを既にしている又は受け入れを検討している事業者の方へ

- ・理容師又は美容師が青森市保健所に届出を行なっているか、有効期間を過ぎていないか確認してください。
- ・届出を行なっていないことが確認された場合は、その理容師又は美容師に青森市保健所への届出をするようお知らせしてください。

問い合わせ先  
青森市保健所 生活衛生課  
〒030-0962 青森市佃2丁目19-13  
TEL 017-765-5288  
FAX 017-765-5283